

内部者取引管理規程

(目 的)

第 1 条 この規則は、内部者取引の未然防止等を図るため、顧客管理、役職員の服務等について必要な基本的事項を定め、当社の営業活動の適正化に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 上場会社等

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 163 条第 1 項に規定する上場会社等をいう。

2 上場会社等の特定有価証券等に係る売買等

金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をいう。

3 上場投資法人等

上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」という。）第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。

4 資産運用会社

投信法第 2 条第 21 項に規定する資産運用会社をいう。

5 主な特定関係法人

上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人（金商法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう。）のうち主なものとして、日本証券業協会のホームページに掲載されたものをいう。

6 大株主

直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主をいう。

7 重要事実

金商法第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実をいう。

(法令諸規則の遵守)

第 3 条 役職員は、金融商品取引業の公共性を認識し、金融商品取引法等証券関係法令及び日本証券業協会、金融商品取引所等の定める諸規則並びに社内規則を遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。

(内部者登録カードの整備)

第 4 条 当社は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客が次の各号に定める者に該当するか否かについて、届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けるものとする。

① 次に掲げる者

イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役

ロ 上場投資法人等の執行役員又は監督役員

ハ 上場投資法人等の資産運用会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役

② 次に掲げる者

イ 上場会社等の親会社又は主な子会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役

ロ 主な特定関係法人の取締役、会計参与、監査役又は執行役

③ 第 1 号及び第 2 号に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者

④ 第 1 号に掲げる者の配偶者及び同居者

⑤ 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員（上場投資法人等の執行役員を除く。）その他役員に準ずる役職にある者

⑥ 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）

⑦ 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者

⑧ 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）

- ⑨ 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人
- ⑩ 上場会社等の大株主
- 2 当社は、内部者登録カードにおいて、次の各号に定める事項を記載するものとする。但し、顧客カードにおいて、次の各号に定める事項を満たしていれば、当該顧客カードと内部者登録カードを兼ねることができるものとする。
 - ① 氏名又は名称
 - ② 住所又は所在地及び連絡先
 - ③ 生年月日（顧客が自然人の場合）
 - ④ 会社名、役職名、及び所属部署
 - ⑤ 上場会社等の役員等に該当することとなる上場会社等の名称及び銘柄コード
- 3 当社は、顧客に対し、第1項各号に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容について、届け出を約させるものとする。
- 4 役職員は、第1項及び第3項の規定により、顧客から、上場会社等の役員等に該当するとの届出があった場合、又は変更の届出があったときは、遅滞なく、内部者登録カードを備え付け、又は変更するものとする。
- 5 部店長は、役職員の作成した内部者登録カードの記載事項を確認し、その写しを売買管理部長に送付するものとする。
- 6 当社は、日本証券業協会が提供する役員等情報データベース（又は当社が保有する代替データベース）を利用したデータ照合により、内部者登録カードの登録について点検するものとする。

（受託の一般原則等）

第5条 役職員は、顧客からの上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の注文の受託に際しては、市場における公正な価格形成及び円滑な流通を旨として、当該注文の数量、売買条件及び市場の状況を配慮するものとする。

（未公表の重要事実に基づく注文の受託制限等）

第6条 役職員は、顧客からの上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の注文について、未公表の金商法第166条第2項に規定する業務等に関する重要事実及び第167条第2項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（以下「未公表の重要事実」という。）に基づくものと明らかに認められる場合には、これを受託してはならない。

- 2 役職員は、上場会社等の役員等の内部者登録カードに登録されている顧客から当該上場会社等の特定有価証券等の売買等の注文を受託するにあたっては、あらかじめ、当該顧客から当該取引が未公表の重要事実に基づく取引ではないこと（注1）について確認しなければならない。

（注1）「未公表の重要事実に基づく取引ではないこと」には、当該顧客が当該銘柄に関する未公表の重要事実を有していないこと、又は金商法第166条第6項第12号に規定するいわゆる「知る前契約」の履行若しくは「知る前計画」の実行として行う取引であることが含まれるので、各社において確認方法を定めて規定すること。

（注）第7条は、有価証券関連業を行う会員のみ規定

（知る前契約又は知る前計画の提出を受けた場合の手続き等）

第7条 役職員は、顧客から、業務等に関する重要事実を知る前に締結された特定有価証券等に係る売買等に関する書面（金商法第13条第5項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。（注2））による契約の写し又は業務等に関する重要事実を知る前に決定された特定有価証券等に係る売買等に関する書面による計画の写しが提出された場合には、当該提出の日付を確認のうえ、内部管理責任者（注3）に提出し再確認を受けなければならない。ただし、当社が当該契約を締結した者又は当該計画を決定した者である場合は、第3項の規定に従うものとする。

- 2 役職員は、顧客から、公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する書面による契約の写し、又は公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する書面による計画の写しが提出された場合には、当該提出の日付を確認のうえ、内部管理責任者

に提出し再確認を受けなければならない。ただし、当社が当該契約を締結した者又は当該計画を決定した者である場合は、第3項の規定に従うものとする。

- 3 当社が前2項に規定する契約を締結した者又は前2項に規定する計画を決定した者である場合は、役職員は当該契約又は計画に予め公証役場等において確定日付の付与を受けなければならない。この場合、役職員は、当該確定日付の付された契約又は計画を内部管理責任者に提出し、当該日付の確認を受けなければならない。
- 4 当社は、第1項又は第2項の規定により確認した提出日付及び提出された当該契約又は計画の写し並びに前項に規定する確定日付の付された契約又は計画を、事後に改ざんや捏造することができない方法（注4）で、当該提出日から10年間保存することとする。

（注2）電磁的に作成された「知る前契約・計画」又はその写しの提出を受入れる社にあっては、本括弧書を規定する。

（注3）「内部管理責任者」とあるところは、本社内部管理部門その他の内部管理又は法令諸規則等遵守に係る責任者又は部門を指定してもよい。

（注4）各社において、取引規制府令第59条第1項第14号及び第63条第1項第14号並びに協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第15条第7項の規定に基づき、平成27年9月2日付協会通知「取引規制府令の改正に伴い会員に提出される「知る前契約」又は「知る前計画」の写し及び提出日付等の保存に関する実務上の取扱いについて」（日証協（白）27第64号）の通知文及び同別紙2を参考にしつつ、事後に改ざんや捏造を行うことができない保存方法を規定する。また、電磁的に作成された「知る前契約・計画」又はその写しの提出を受入れる社にあっては、2020年11月16日付協会通知「電磁的に作成された「知る前契約」及び「知る前計画」又はその写しの提出及び管理について」（日証協（白）2020第109号）の通知文及び同別紙を参考にしつつ、管理方法等を規定する。

（上場会社等の役員、主要株主の短期売買注文受託の制限）

第8条 役職員は、上場会社等の役員及び主要株主による当該上場会社等の特定有価証券等の売買注文が、買付け後6か月以内の売付注文又は売付け後6か月以内の買付注文であり、利益を得ることが明らかな場合は、原則として当該売付又は買付注文を受託してはならない。

付 則（令8.5.25）

この改正は、令和8年5月25日から施行する。